

「専守防衛」の**改変**

「専守防衛」の定義

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう(平成26年版防衛白書)。

定義の改変 (1)

「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使する」

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| ① 我が国が他国から武力攻撃を受けた場合(二人称の世界) | } ②の三人称の場合も含むと勝手に理解 |
| ② <u>同盟国が他国から武力攻撃を受けた場合(三人称 " ")</u> | |

○小西洋之君

…「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、先ほどの三者ですね、三か国の関係でいうと、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるといふふうに理解されているということによろしいですね。…

○政府参考人(辰己昌良君)

…そういうふうに理解をしています。

(第189回参外防委 5月12日)